



順調に滑り出した新しい保証制度：企業支援の真の充実につなげよ

家森, 信善

(Citation)

月刊金融ジャーナル, 60(5):70-73

(Issue Date)

2019-05

(Resource Type)

journal article

(Version)

Accepted Manuscript

(URL)

<https://hdl.handle.net/20.500.14094/90006487>



「信用補完制度と中小企業融資の今」
順調に滑り出した新しい保証制度
企業支援の真の充実につなげよ

神戸大学教授 家森信善

リード文 (20×10 行)

信用保証を利用した企業に対して金融機関による支援が手薄になっているのではないかと
いう反省から、金融機関と信用保証協会の間
でのリスク分担のあり方を見直して、経営支
援を充実させることを目指して、2018 年 4 月
から新しい信用保証制度が始まった。関係者
の理解も深まり、順調なスタートが切れたと
評価できる。しかし、これは入り口での評価
であり、企業を育てる金融に関係者が本気で
取り組めるかが、改革の成否を握っている。

信用保証制度改革の意図

従来の信用保証制度が手厚すぎて、金融機
関の支援実行のインセンティブが阻害されて
しまい、結果として保証利用企業の経営改善
が進まなかったという反省から、2018 年 4 月
に始まった新制度では、金融機関の経営支援
をいかに引き出すかが改革のカギとされた。

保証のついていない融資（プロパー融資）
がある先に対しては、金融機関は経営支援に
熱心になると見られることから、新しい信用
保証制度では、プロパー融資と保証付き融資
を組み合わせることで企業を支援することが原則と

されることになった。ただし、中小企業の置
かれている状況が千差万別であることから、
一律の数値基準を設定する（たとえば、業歴
10 年の企業については、プロパー融資の比率
を 50%以上にする）ことはせず、信用保証協
会と金融機関が連携して、保証利用企業の成
長にとって適切なバランスでリスクを分担し
ていくこととされた。このような柔軟な考え
方が、新しい制度の大きな特徴であるが、そ
れ故に、保証協会と民間金融機関の間での役
割分担がうまくいかないと、望ましくない状
況が起こってしまう心配がある。

一方の極は、レイジーバンク（支援をサボ
る銀行）が温存される状態である。すなわち、
金融機関が、顧客のリスクが高すぎてプロパ
ーを出せないと主張して、それを信用保証協
会が容認してしまい、プロパーのない信用保
証付き融資ばかりになってしまう状態である。
もう一方の極は、信用保証協会がプロパー融
資の比率基準を硬直的・機械的に運用し、企
業の状態に応じたリスク分担ができず、結果
として、企業が保証付き融資も受けられなく
なってしまう状態である。

どちらの状態も望ましくないのは明らかで
あるが、そうした両極端に陥ることがないよ
うに、保証協会と民間金融機関のたゆまない
努力が求められているのである。

本稿執筆の時点では、新制度が始まって 1
年もたっておらず、利用できる統計が限られ
ているために、暫定的な評価になるが、信用

保証制度の改革が意図した方向に動き始めているかどうかを確認してみたい。

中小企業融資と保証利用の状況

今回の法改正のために、中小企業政策審議会金融ワーキンググループ（金融 WG）がまとめた「中小企業・小規模事業者の事業の発展を支える持続可能な信用補完制度の確立に向けて」では、「制度改正により中小企業の資金調達が困難とならないよう」に、十分な準備をするように求めていた。金融機関にローパー融資を求めた結果、金融機関による資金供給が急減するような事態が心配されていたのである。

幸い、そうした事態は起こっていないようである。たとえば、日本銀行の短観に基づいた中小企業の「金融機関の貸出態度判断DI」によると、2016年以降、20ポイント前後で推移しており、企業は金融機関が貸出に積極的であると判断している。特に、新制度が始まった2018年4月以降もDIに変化はなく、中小企業金融に大きな混乱は見られない。

次に、新制度が始まってから信用保証の利用がどのように変化しているかを確認しておこう。図表1は、全国の信用保証協会の保証承諾の最近の状況を前年同月比（の1年の移動平均）で示したものである。この数値が1を下回っているということは、前年同月よりも保証承諾が減っていることを意味している。改正法が成立した2017年6月ごろには、保証承諾の減少が加速化していた。しかし、法

案の成立後に減少の加速は止まり、2018年に入ると減少率は徐々に小さくなり、ついに2018年10～12月には、前年同月比でわずかなではあるが増加に転じている。

また、図表には示していないが、2018年4月～12月の保証承諾が前年同期間と比較して増加しているのは、全国51協会のうち、件数ベースで27協会、金額ベースでは31協会であった。つまり、新制度の下で、全国的に保証利用に回復の兆しが見られるのである。

以上のように、新制度の導入が中小企業の資金繰りに問題を起こしておらず、むしろ信用保証の利用について前向きの変化も見られ、順調なスタートを切ったと評価できよう。

図表1 保証承諾の推移

過度な保証依存は改められたのか

かりに保証承諾の伸びがプラスに転じたとしても、それだけで今回の改革が成功だったといえないのはもちろんである。民間金融機関が過度な信用保証への依存を改めて、企業のために適切に信用保証を利用する方向に進んでいるかが、本質的に重要な問題である。

筆者は2017年に実施した地域金融機関支店長アンケート（家森[2018]）で、「信用保証付きの貸出は、職員の目利き力の向上を阻害している」という意見への共感度を尋ねてみた。2785人の回答者のうち、「ほとんど共感しない」が45.6%、「全く共感しない」が

15.6%である一方、「強く共感」が 4.3%、「ある程度共感」が 31.7%であった。つまり、3 人に一人の地域金融機関の支店長は、信用保証への過度な依存が事業性評価の能力向上にマイナスになることを意識しているのである。

この問題に対処する上で、今回の信用保証制度改革では、前述したようにプロパー融資のインセンティブ効果に期待している。したがって、保証付き融資のみの企業が減っているかが、新制度浸透の判断材料の一つとなる。

図表 2 は、日本政策金融公庫が信用保証の利用企業に対して継続的に実施しているアンケート調査の結果である。これをみると、「全額利用」（つまり、保証付きのみ）という企業の比率には、穏やかであるが低下傾向が見て取れるので、新制度が浸透しつつあるといえよう。

また、中小企業庁が昨年 12 月に発表した「信用保証協会別の保証実績(平成 30 年上半期)」では、保証承諾先に対する「プロパー融資」の有無の状況が初めて詳しく開示された。それによると、保証承諾案件の保証申込時においてプロパー融資残高があった保証承諾案件の比率は全体では 45.3%であり、50%を越えているのが 15 協会、逆に 30%を下回っているのは 1 協会のみであった。

ちなみに、金融 WG において中小企業庁から報告されたところでは、従業員規模 6~10 人で業歴が 5~10 年の企業の場合でこの比率は 45.1%（2015 年 4 月~2016 年 2 月）であ

った。今回の計数とは直接的な比較はできないが、以前よりも保証利用企業にプロパー融資が行われるようになっていられると思われる。

今回の改革で始まった「プロパー融資」に関する開示は、保証協会と金融機関の対話にも活用すべきであろう。たとえば、複数県にまたがる A 銀行は B 協会ではプロパー融資比率が高いが、C 協会では低いといったことがわかる。そういった場合、C 協会は A 銀行とその理由について議論し、必要に応じて改善を求めるべきなのである。

開示は始まったばかりで、不十分な点も多い。今後、関係者の企業支援の取り組みを活発化するように、開示内容の改善と工夫を重ねていくことが必要であろう。

図表 2 全額利用企業の割合

保証を利用した創業支援

今回の制度改革では、企業のライフステージに応じた信用保証による支援のあり方が深く議論され、創業期の企業に対する保証を使った支援が充実されることとなった。

中小企業庁が昨年 12 月に発表した「信用保証協会別の保証実績(平成 30 年上半期)」では、「創業保証」の利用状況も詳しく開示された。2018 年上期の計数は、全協会ベースで 13,288 件、695 億円であった。たとえば、2014 年度の通期での実績（13,701 件、625 億円）を半期分で上回っており、信用保証を使って

創業を支援しようという姿勢が急速に強まっていることがわかる。この点でも制度改正の趣旨に沿った取り組みが行われているものと評価できる。

ただ、筆者が愛知県信用保証協会の協力を得て 2017 年に実施した調査 (家森[2019]) によると、信用保証を利用している創業期の企業 934 社のうち、信用保証利用後に金融機関が「定期的に訪問してくれた」というのが 45.5%あるものの、「特に何もしてくれなかった」という回答が 29.8%もあった。

情報の非対称性の大きな創業期には、信用保証により信用補完を行って、その間に金融機関が企業との関係性を構築していくことが期待されているのであるが、まだ全ての金融機関がそうした対応をとれているわけではなく、改善の余地が残されている。

プロパー融資はあくまでも入り口

最後に、強調しておきたいことがある。今回の改革では、プロパー融資の存在を非常に重視しているが、それはあくまでも、信用保証による企業支援を生かしながら、金融機関の支援を引き出す「手段」だということである。

プロパー融資の焦げ付きの心配という「ムチ」で、現場の職員の意識改革を進めるのは、最初のステップとしては有用であるが、本来の地域金融機関のあり方は、「ムチ」がなくても、顧客企業とともに成長を目指していく「育てる金融」である。それが地域金融機関の生

き残りの策でもある。プロパー融資の比率だけにこだわりすぎると、プロパー融資があっても支援姿勢の乏しい金融機関を見逃してしまうことを、著者は心配している。

家森 (2018) で紹介した地域金融機関支店長アンケートでは、ほとんどの支店長が顧客を支援することを金融機関の使命だと思っている。それにもかかわらず、現状では、それができている金融機関が少ない。今回の信用保証制度の改革が、各金融機関の真の意味での「育てる金融」への取り組みを加速化することを期待している。

<参考文献>

家森信善編『地方創生のための地域金融機関の役割—金融仲介機能の質向上を目指して—』 中央経済社 2018 年 3 月。

家森信善編『信用保証制度による創業支援—信用保証制度改革とこれからの保証制度のあり方を考える—』 (仮題) 中央経済社 2019 年 (刊行予定)。

プロフィールテキスト :

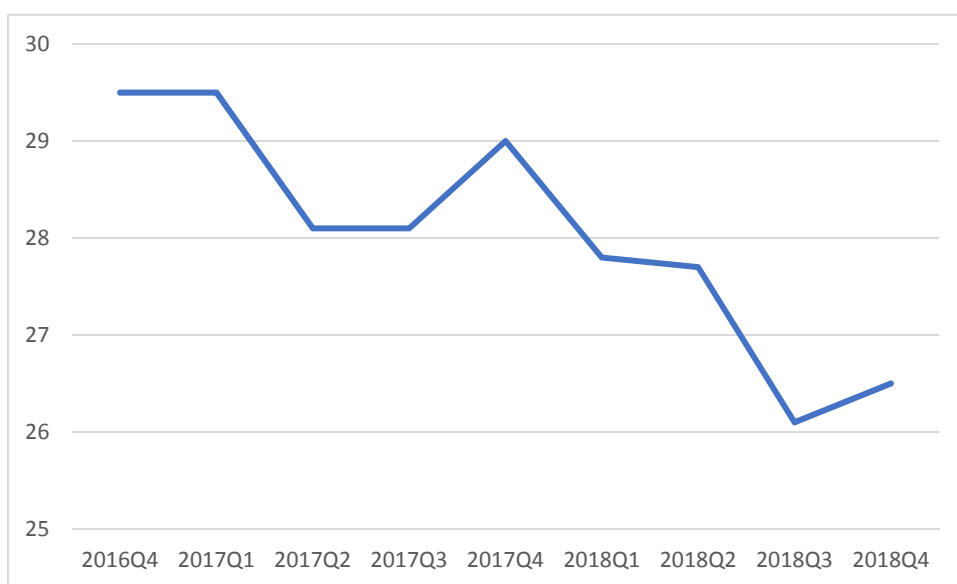
家森信善 (やもり のぶよし) 1963 年滋賀県生まれ。名古屋大学教授などを経て、2014 年より神戸大学経済経営研究所教授。金融審議会委員の他、信用保証制度の見直しを行った中小企業政策審議会金融ワーキンググループの委員を務めている。

図表 1 保証承諾の推移



(注)前年同月比を計算したうえで、その12カ月の単純平均値をグラフ化したものである。
たとえば、2016年4月の値は、2015年5月から2016年4月の12カ月の前年同月比の平均値である。

図表 2 全額利用企業の割合



(出所) 日本政策金融公庫中小企業事業本部保険企画部「信用保証利用企業動向調査」